

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

節	主な記載内容
第1節 災害復旧計画	○地震災害復旧にあたり、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画について記載。
第2節 被災者援護計画	○被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、住家等の被害程度の調査、罹災証明書の交付、融資・貸付等による金融支援、災害義援金の受付及び配分について記載。
第3節 応急金融対策	○地震災害時において、農林業応急、生活確保資金、被災者生活再建支援に関する応急金融対策について記載。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地滑り防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画に定める基準による。

※資料編 8-1 : 事業別国庫負担等一覧

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町及び道は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 町

- ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、地震災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、地震災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- イ 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（資料編11-29）を交付しなければならない。

※資料編11-29：罹災証明書

- ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法によって実施するものとする。
- オ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じ、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

(3) 消防機関

- ア 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じ、消防署長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- イ 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

- ア 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- イ 被災者台帳（資料編11-30）には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名	⑪ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
② 生年月日	
③ 性別	
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	
⑥ 援護の実施の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
⑧ 電話番号その他の連絡先	
⑨ 世帯の構成	⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

※資料編11-30：被災者台帳

- ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

- ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当

該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- (オ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2（1）イの表の⑬）を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道が、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また被災した町と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道が、災害貸付を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林業等金融対策

道が、天災資金の融資枠を確保し、被災した町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

道が、被災した町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

道が、被災した町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

イ 町及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

4 災害義援金の募集及び配分

(1) 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、募集については北海道災害義援金募集委員会、配分については北海道災害義援金配分委員会がこれに当たる。

(2) 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則に準じるものとする。

第3節 応急金融対策

1 生活確保資金融資

(1) 経済・生活面の支援

町は、町民の被災後の暮らしを踏まえ、以下の被災者支援に関する各種制度を導入し、町民の被災後における経済・生活面の支援を行う。

ア 親や子ども等が死亡した場合

災害弔慰金

イ 負傷や疾病による障害がでた場合

災害障害見舞金

ウ 当面の生活資金や生活再建の資金が必要な場合

(ア) 被災者生活再建支援制度（次項2 被災者生活再建支援法に基づく支援 参照）

(イ) 災害援護資金

(ウ) 生活福祉資金制度による貸付

(エ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(オ) 年金担保貸付、労災年金担保貸付

(カ) 恩給担保貸付

エ 子どもの養育・就学の支援が必要な場合

(ア) 幼稚園への就園奨励事業

(イ) 教科書等の無償給与（災害救助法）

(ウ) 特別支援学校等への就学奨励事業

(エ) 小・中学生の就学援助措置

(オ) 高等学校授業料等減免措置

(カ) 大学等授業料等減免措置

(キ) 国の教育ローン

(ク) 緊急採用奨学金

(ケ) 児童扶養手当等の特別措置

オ 税金や保険料等の軽減や支払猶予等が必要な場合

(ア) 地方税の特別措置

(イ) 国税の特別措置

(ウ) 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

(エ) 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免

(オ) 公共料金・使用料等の特別措置

(カ) 放送受信料の免除

(2) 住まいの確保・再建のための支援

町は、町民の住まいの被災状況と再建の意向を踏まえ、以下の各種制度を導入し、町民の被災後における住まいの確保・再建の支援を行う。

ア 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

(ア) 災害復興住宅融資（建設、新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入、補修）

- (イ) 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
- イ 災害援護資金等の貸付
 - (ア) 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）
 - (イ) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金
 - (ウ) 災害援護資金
- ウ 被災者生活再建支援制度
- エ 公営住宅への入居
- オ 特定優良賃貸住宅等への入居
- カ 地域優良賃貸住宅への入居
- キ 住宅の応急修理（災害救助法）
- ク 独立行政法人住宅金融支援機構の融資
 - (ア) 宅地防災工事資金融資
 - (イ) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 中小企業・自営業への支援**

町は、町内の中小企業及び自営業の被災状況を踏まえ、以下の各種制度を導入し、町民の中小企業及び自営業の事業再建のための支援を行う。

 - ア 農林業の再建資金が必要な場合
 - (ア) 天災融資制度
 - (イ) 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
 - イ 中小企業の再建資金が必要な場合
 - (ア) 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
 - (イ) 生活衛生改善貸付
 - (ウ) 災害復旧貸付
 - (エ) 高度化事業（災害復旧貸付）
 - (オ) セーフティネット保証
 - (カ) 災害関係保証
 - ウ 再就職の支援が必要な場合
 - 職場適応訓練費の支給

2 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災者生活再建支援制度の概要

(1) 制度の対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

※エ及びオの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2) アに該当	解体 (2) イに該当	長期避難 (2) ウに該当	大規模半壊 (2) エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の支給申請

- （申請窓口） 市町村
- （申請時の添付書面）
 - ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
 - イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
- （申請期間）
 - ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
 - イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

(5) 基金と国の補助

- ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- イ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。